

会議録・令和4年3月3日第1回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和4年2月25日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 3月3日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 奥 山 幸 洋
 - 2番 松 本 忍
 - 3番 乾 健 郎
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 下 井 清 史
 - 7番 江 京 子
 - 8番 田 邊 ひとみ
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 北 岡 泰
 - 11番 山 内 理
 - 12番 中 井 啓 悟
 - 13番 樋 口 文 隆
 - 14番 高 橋 浩 司
 - 15番 伊 豆 千 夜 子
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
13名
7. 欠 席 議 員
3番 乾 健 郎
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 山 口 隆 弘
議 会 書 記 肥留間 晴 美 家城 和 司 田所 和 幸
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 青 木 大 輔
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

健康あゆみ課長	西岡郁玲	会計管理者(兼)会計課長	世古口和也
産業振興課長	堀真	建設課長	西尾直伸
上下水道課長	坂口昇	斎宮跡・文化観光課長	松井友吾
教育課長	菅野亮	こども課長	西村正樹
小学校区編制 推進室長	中瀬基司		

10. 会議録署名議員

9番 綿民和子

10番 北岡泰

11. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 同意第1号 明和町農業委員会の委員の少なくとも4分の1を
認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする
ことの同意について
- 日程第8 同意第2号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第9 同意第3号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第10 同意第4号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第11 同意第5号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第12 同意第6号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第13 同意第7号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第14 同意第8号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第15 同意第9号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第16 同意第10号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第17 同意第11号 明和町農業委員会の委員の任命同意について

- 日程第18 同意第12号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第19 同意第13号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第20 同意第14号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第21 同意第15号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第22 同意第16号 明和町農業委員会の委員の任命同意について
- 日程第23 議案第2号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第3号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第4号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第5号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第27 議案第6号 明和町特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例の制定
- 日程第28 議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第29 議案第8号 明和町道路線の認定について
- 日程第30 議案第9号 令和3年度 管工－1 宮川流域関連公共下水道事業 管路施設工事 34工区 請負契約の変更
- 日程第31 議案第10号 令和3年度明和町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第32 議案第11号 令和3年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第33 議案第12号 令和3年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第34 議案第13号 令和3年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第35 議案第14号 令和3年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第36 議案第15号 令和3年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予

算（第3号）

日程第37 議案第16号 令和3年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（伊豆 千夜子） おはようございます。

議会を開会する前に、このたび、阪井議員が永年議会議員として、私伊豆が多年議会議員として、全国町村議会議長会より表彰されましたので、伝達を行います。

阪井議員。

表 彰 状

三重県明和町 阪井 勇男 殿

あなたは町村議会議員として永年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和4年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲 正

おめでとうございます。

（表彰状授与・拍手）

○議会事務局長（山口 隆弘） 伊豆議員には副議長よりお願いいたしたいと思
います。よろしく申し上げます。

○副議長（高橋 浩司）

表 彰 状

三重県明和町 伊豆 千夜子 殿

あなたは町村議会議員として多年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和4年2月8日

全国町村議会議長会会長 南雲 正

おめでとうございます。

（表彰状授与・拍手）

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） それでは、会議に入ります。

ただ今の出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回明和町議会定例会を開会します。

なお、乾議員から所用のため本日の会議を欠席する旨の連絡を受けておりますので、ご報告します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひします。

なお、新聞社より写真撮影の申出がございましたので、ご承知おきください。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第1 「会議録署名議員の指名」については、会議規則第126条の規定により、議長から指名いたします。

9番 綿 民 和 子 議員

10番 北 岡 泰 議員

の両名を指名します。

◎会期の決定について

○議長（伊豆 千夜子） 日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの14日間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの14日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出いただいております11月、12月、1月分の例月出納検査結果報告書、令和3年度定期監査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後程ご覧ください。

以上で、日程第3 諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊豆 千夜子） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 世古口哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

本日ここに令和4年第1回明和町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私何かとご多用の中、本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、本定例会の会期を本日から14日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本定例会は、令和3年度を締めくくるとともに、新年度予算のご審議を賜る議会でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられました方々のご冥福と、罹患された方々の1日も早いご回復をお祈り申し上げますとともに、医療現場の最前線で日夜懸命にご奮闘、ご尽力いただいている医療関係者の皆様に衷心より敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との闘いは、2年を超える長期間となってまいりました。令和4年に入り、圧倒的な感染力を持つオミクロン株によって感染者が急速に激増する中、三重県では1月8日に感染拡大防止アラートを発動し、さらに1月12日に感染拡大阻止宣言を発出。また、1月17日には国に対しまん延防止等重点措置の適用を要請し、1月21日から三重県への適用が決定されました。

明和町においては、1月15日以降、連続して感染者の発表があり、今年に入ってから2月28日までで217人の感染者が確認されております。前年までの感染者も合わせますと、町内の感染者は2月28日現在で302人となっております。

町民の皆様の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、2月28日現在、12歳以上の方で1回目の接種を終えた方の割合が88.6%、2回目の接種を終えた方の割合が87.9%となっております。

また現在、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種が始まっています。18歳以上で2回接種完了から原則6か月以上経過した全ての方に対して、追加接種の機会を提供するとしており、2月28日現在で約19.4%の方が接種されています。これまで医療関係者の皆様には多大なるご苦勞をおかけしているところ

ろであります。深いご理解とご協力を賜っておりますことに、改めて感謝申し上げます。3回目のワクチン接種について円滑に実施できるよう取り組んでまいります。

ワクチン接種や内服薬投与など、ウイルスに対抗する手段が増えつつある一方、オミクロン株やステルスオミクロン株のようにウイルスも変異しているため、引き続き気を緩めることなく、感染防止対策に取り組んでいく必要があります。

ワクチン接種の有無にかかわらず、マスクの着用をすること、3つの密を避けること、手洗い・うがい、咳エチケットなどの基本的な感染防止対策に取り組んでいただくことを町民の皆様にしかりと啓発し、最大限の警戒心を持って新型コロナウイルス感染症と闘ってまいりたいと思います。

また、この3月11日には東日本大震災から11年が経過します。いつ発生するとも限らない大規模地震に備え、一人一人が災害への心構えを新たにするとともに、いざというときには地域で助け合い、町民の皆様が心を一つにして災害に立ち向かえるよう取り組んでいくことが大切です。

町といたしましても、引き続きあらゆる事態を想定しながら、防災・減災の取組を進め、町民の皆様にとって安全で安心な暮らしやすい町の実現に向けて努めてまいります。

なお、2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵攻については、我が国の国会においても即時の攻撃停止と部隊撤収をロシアに求める決議が可決されたところです。この軍事侵攻により多大な被害と犠牲が生じています。1日も早く平和的に解決されるよう願ってやみません。

さて、令和4年度の国の予算は新型コロナウイルス感染症対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るとするほか、骨太方針2021で定めた取組を継続するとともに、予算の単年度主義の弊害是正など、予算の質も向上させるとしています。

当町におきましても、厳しい財政状況が続く中ではありますが、一般会計の

予算総額は101億6,500万円、特別会計、水道事業会計を含めた総額は179億8,830万円の当初予算を編成いたしました。

なお、新年度予算の詳細な内容につきましては、本定例会で詳しくご説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、昨年12月の定例会以降、本定例会までの主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

12月19日、平安時代の大晦日に宮中で行われていた行事を再現した追儺のまつりが、いつきのみや歴史体験館で行われました。この日は、陰陽師の役が鬼を追い払う祭文を読み上げた後、方相氏の役を先頭に参列者が列をつくり、体験館からさいくう平安の杜まで練り歩きました。

昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で祭りが中止となりましたので、2年ぶりに開催され、たくさんの方で賑わったことを大変うれしく思いました。

12月22日、地図情報の調査・製作などを行う株式会社ゼンリン様と災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結しました。この協定は、町が災害対策本部を設置した際に、事前に貸与された備蓄用の地図製品等を災害対応に使用するために締結したものです。災害対応には地図は欠かさないものであり、有効活用させていただきたいと思っております。

1月1日、新型コロナウイルス感染症の影響で2年ぶりの開催となる初日の出を迎える会が大淀海岸で行われ、約3,000人が訪れ賑わいました。この日は、明和太鼓保存会による太鼓演奏が披露され、イベントを盛り上げていただきました。あいにくの曇り空でしたが、訪れた人たちは家族や友人などと新年の幕開けを祝っていました。

1月6日、伊勢神宮カケチカラ会様の活動場所の提供などに協力している町に対し、同会様と伊勢神宮様から感謝状を頂きました。伊勢神宮カケチカラ会様は根倉にあるカケチカラ発祥記念碑を管理していただくとともに、全国各地で収穫された米を伊勢神宮に奉納するなどの活動をされています。昨年で活動70周年を迎えられたとのことでお祝いを申し上げますとともに、感謝状へのお礼

と、これからも活動を続けていっていただきたいとの思いをお伝えしました。

1月9日、新成人を祝う成人式をD r e a mオーシャン総合体育館で行い、187人の新成人の皆様が式典に参加されました。新成人を代表して瀬田峻介さんに「私たちは二十歳という大きな節目を迎えました。置かれている立場は違いますが、それぞれ自身の目標に向けて一歩ずつ進んでいきます」と力強く決意を述べていただきました。

私からは、「うまくいかないことがあっても決してあきらめず、果敢に立ち向かうチャレンジ精神をもち続け、行動して行ってください」とエールを送りました。

なお、今年4月から成年年齢が18歳に引き下げられる改正民法が施行されるため、明和町では成人式という名称で行う式典は今回が最後となりました。来年度は同じく二十歳を対象とする式典を別の名称で開催する予定です。

1月14日、令和3年度統計調査功績者知事表彰の伝達式を行い、統計調査員として尽力していただいている喜多修さんと土屋竹史さんに表彰状を手渡しました。喜多さんは12年、土屋さんは11年にわたり調査員業務に携わっていただき、各種統計データの整備に大きく貢献されました。これまでの経験を生かして、今後ともご活躍をしていただきたいと思えます。

1月15日に起こったトンガ諸島付近の火山の大噴火に伴う潮位変化の影響により、翌16日午前10時15分に伊勢三河湾、三重県南部に津波注意報が発表されました。これを受けて、当町でも災害対策本部を設置し、気象庁や県からの情報に注視しながら、消防団の協力を得て海岸付近の巡視を実施するなど、避難注意報が解除されるまで警戒に当たりました。

なお、本町においては被害の発生はありませんでした。また、気象庁からは、観測された潮位変化のメカニズムが明らかでなかったために、噴火発生から津波警報等の発表までに時間を要したことや、情報発信が不十分であったことを課題として認識し、今後有識者等で構成する検討会において同様の事象における対応策を調査・研究し、運用の改善を図る旨の報告を受けています。

1月22日、いつきのみや地域交流センターで子ども食堂についての講演会と座談会を明和町社会福祉協議会と共催して行い、町内外から22人が参加しました。講演会では、NPO法人太陽の家理事長の対馬あさみさんと、尾鷲みんなの食堂代表の山下裕子さんが地域における子ども食堂の役割や立ち上げを目指すために行動することの大切さなどについてお話をされました。

また、座談会では、講師を務められた対馬さん、山下さん、そして明和町で子ども食堂を運営するみんなの食堂こむすび舎@めいわ町の代表、山路由香さんを交え、活動する上で大事にしていることなど、子ども食堂を運営する団体同士で意見を交わしました。

参加された皆さんには、子ども食堂について理解を深めていただけたと思いますし、活動に関心のある方や立ち上げを考えている方には、実際に活動する人の声を聞いてもらうことで、意欲の向上につなげていただけたのではないかと思います。

1月24日、農業生産法人有限会社松幸農産様の6次産業化アワード農林水産大臣官房長賞の受賞と、一般社団法人神都の祈り様のボルドー酒チャレンジ2021金賞の受賞を合同で報告していただきました。

まず、松幸農産様につきましては、生産した作物を利用したスイーツなどの製造販売、ケーキ店や飲食店の経営などの取組が評価を受け、受賞につながりました。これからも引き続き地域に根差した事業の展開を行っていただくことをお願いしたいと思います。

また、一般社団法人神都の祈り様につきましては、フランスのボルドーで行われた品評会に出品した日本酒「神都の祈り齋王」と「神都の祈り2020黒」が共に金賞に輝きました。今後も品質のよい日本酒作りに取り組み、ブランド力向上に努めていただきたいと思います。

1月25日、町と三重県トヨタ販売店5社、トヨタレンタリース、トヨタモビリティパーツ様が包括連携協定を結ぶこととなり、さいくう平安の杜西脇殿で協定の調印式を行いました。この協定は、三重県トヨタ関係7社様が持つ先進

技術や発信力を生かして防災や高齢者支援、観光振興、環境安全の促進など、様々な分野において協働することで、諸事業のサポートや地域課題解決の促進、町のPRなど地域活性化を図ることを目的としています。

この日は、調印式の後、災害時を想定して外部給電可能な車両から家電製品に電力供給するデモンストレーションなどをしていただきました。今後は、三重県トヨタ関係7社様と協議を重ね、各分野での取組を進めていきたいと思えます。

2月11日、大規模地震を想定した災害対応図上訓練などを役場やDreamオーシャン総合体育館で行い、町職員など約30人が参加しました。訓練は南海トラフを震源とする地震が発生し、明和町で震度6強の揺れを観測、地震による損壊で役場庁舎が使用できないため、代替りの施設に災害対策本部を設置し、応急対策活動を実施するとの想定で行いました。

参加した職員らは、目視とドローンの映像から役場庁舎の被害状況を確認する建物危険度調査訓練、災害対策本部設置訓練、避難所の体制や町内の被害状況の情報収集と対応を行う災害対応図上訓練などを行ったほか、私からのメッセージを動画配信する手順や罹災証明書の発行手順についても確認しました。訓練を通して、改めて災害時における状況判断や情報共有の重要性を再認識いたしました。

なお、例年この時期に開催していました消防団出初式、美し国市町対抗駅伝大会など、たくさんの行事が新型コロナウイルス感染症の影響で中止となりました。来年度は無事に開催できるよう、このコロナ禍が終焉することを心から願うばかりです。

諸報告につきましては以上でございますが、本定例会には人事案件の諮問が2件、任命同意が15件、その他の同意が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が9件、町道路線の認定が1件、工事請負契約の変更が1件、令和3年度一般会計補正予算外5つの特別会計と水道事業会計補正予算、令和4年度一般会計予算及び7つの特別会計予算と水道事業会計予算の議案を提案させていた

だくこととしています。

よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

町では、昨年4月から「つながり」「育み」「安心」「創造」の施策を柱とした明和町第6次総合計画をスタートさせています。今後においても、町民の皆様からいつまでも「住み続けたい」と思っていただけける郷土愛が育める町、町外、県外の皆様からは「住みたい」「訪れたい」と思っていただけける町、興味を持ってただける魅力ある町の実現に向けて、誠心誠意取り組んでいくことを申し上げ、行政報告といたします。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎諮問第1号・2号の上程～同意

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

日程第5 諮問第1号及び日程第6 諮問第2号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました諮問第1号及び諮問第2

号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、諮問第1号につきまして、現在、人権擁護委員としてご活躍中の世古小夜子氏の任期が令和4年6月30日に満了となり、この任期をもって退任されることから、後任に大字志貴1408番地2に在住の田端真美氏を候補者として推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

田端氏は、昭和35年2月8日生まれの62歳で、永年にわたり伊勢市の保育所職員として奉職され、現在も伊勢市の保育所職員として再任されております。誠実で温和人柄から人望があり、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を人権擁護委員活動に生かしていただける方でありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第2号につきまして、現在人権擁護委員としてご活躍中の山口綾子氏の任期が令和4年6月30日に満了となり、この任期をもって退任されることから、後任に大字有爾中319番地に在住の石田仁美氏を候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の答申をお願いするものでございます。

石田氏は、昭和36年3月17日生まれの60歳で、永年にわたり明和町の保育所職員として奉職され、退職後は町内の子育て支援センターにて子育て支援員として活躍されています。

誠実で温和人柄から人望があり、人権問題に関する見識も高く、豊富な経験と知識を人権擁護委員活動に生かしていただける方でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お二方につきましてご推薦を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

この件は、先日の全員協議会でご協議いただいたところですので、お手元に

お配りしました内容で答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号及び諮問第2号は、お手元にお配りしました答申書のとおり答申することに決定しました。

◎同意第1号の上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第7 同意第1号 明和町農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする事の同意についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました同意第1号 明和町農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする事の同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在の農業委員会の委員が令和4年3月31日をもって任期満了を迎え、新たに農業委員会の委員を任命するに当たりまして、農業委員会等に関する法律第8条第5項の規定により、認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければなりません。が、例外措置として、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項の規定により、区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合において、第1号では委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする場合、第2項では、第1号によることとしても難しい場合は、少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とする場合、議会の同意を得ることとされています。

農業委員会の委員候補者として推薦、応募された15人の候補者のうち認定農業者の数は4人で、委員の過半数を満たしておらず、また認定農業者に準ずる者は3人で、総数といたしましては7人です。

第1号要件の過半数である8人に1人満たないことから、第2号要件の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者数に準ずる者とする場合、4人以上であることから要件を満たすこととなりますので、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） これから、同意第1号 明和町農業委員会の委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者とすることの同意についてを電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。
賛成全員です。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎同意第2号～16号の一括上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

日程第8 同意第2号から日程第22 同意第16号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第8 同意第2号から日程第22 同意第16号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました同意第2号から同意第16号 明和町農業委員会の委員の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、現在の農業委員会の委員の任期が令和4年3月31日をもって満了を迎え、新たに農業委員会の委員を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

まず、同意第2号につきましては、大字大淀甲15番地1に在住の濱口信弘氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

濱口信弘氏は、昭和28年8月6日生まれの68歳で、現農地利用最適化推進委員であるとともに、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第3号につきましては、大字大淀甲845番地に在住の世古口生多郎氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

世古口生多郎氏は、昭和26年3月29日生まれの70歳で、認定農業者であり、これまでも農業委員や農地利用最適化推進委員を経験されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第4号につきましては、大字中海53番地に在住の西場松男氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでござい

ます。

西場松男氏は、昭和22年9月10日生まれの74歳で、現農業委員であり、永年にわたり農業に従事され、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されています。また、農業経営基盤強化促進法に規定される基本構想における効率的かつ安定的な農業経営指標の水準に達している方であります。農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、同意第5号につきましては、大字佐田1347番地に在住の田端敏人氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願ひするものでございます。

田端敏人氏は、昭和33年4月29日生まれの63歳で、認定農業者であり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、同意第6号につきましては、大字前野388番地1に在住の浅井敬子氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願ひするものでございます。

浅井敬子氏は、昭和25年3月25日生まれの71歳で、永年にわたり農業に従事されており、以前は農政局職員として奉職され農政関係にも経験があり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、同意第7号につきましては、大字中村697番地に在住の北村裕美氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願ひするものでございます。

北村裕美氏は、昭和25年12月12日生まれの71歳で、現農業委員であり、永年にわたり農業に従事されており、以前は三重県職員として奉職され農政関係にも経験があり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有された方であり、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、同意第8号につきましては、大字濱田1509番地1に在住の吉川幸博氏

を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

吉川幸博氏は、昭和25年2月19日生まれの72歳で、現農業委員であり、永年にわたり農業に従事されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第9号につきましては、大字池村972番地に在住の河井美明氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

河井美明氏は、昭和23年3月1日生まれの74歳で、現農業委員であり、永年にわたり農業に従事されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第10号につきましては、大字池村507番地に在住の酒井由美氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

酒井由美氏は、昭和39年2月20日生まれの58歳で、現農業委員であり、認定農業者であるご主人とともに永年にわたり農業に従事され、農業経営に参画されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第11号につきましては、大字金剛坂690番地に在住の小林秀行氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

小林秀行氏は、昭和56年4月6日生まれの40歳で、現農業委員であり、認定農業者であるとともに、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第12号につきましては、大字明星2015番地1に在住の田端学氏を

農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

田端学氏は、昭和30年12月20日生まれの66歳で、町農政、農業委員会事務局の経験もあり、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第13号につきましては、大字新茶屋373番地に在住の上田元洋氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

上田元洋氏は、昭和32年8月29日生まれの64歳で、現農業委員であり、永年にわたり農業に従事され、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有されています。また、農業経営が農業経営基盤強化促進法に規定される基本構想における効率的かつ安定的な農業経営指標の水準に達している方であります。農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第14号につきましては、大字明星305番地に在住の西山幸延氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

西山幸延氏は、昭和25年4月12日生まれの71歳で、現農地利用最適化推進委員であり、永年にわたり農業に従事され、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、農業委員として適任者であると考えます。よろしくお願い申し上げます。

次に、同意第15号につきましては、大字大淀乙727番地1に在住の田端保正氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

田端保正氏は、昭和32年11月4日生まれの64歳で、認定農業者であるとともに、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、永年にわたり農業委員をされており、現在も活躍されている方です。引き続き多気郡農業協同組合より農業委員として適任者であると推薦されています。よろしくお願い申し

上げます。

次に、同意第16号につきましては、大字斎宮1086番地に在住の橋本久雄氏を農業委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

橋本久雄氏は、昭和22年8月17日生まれの74歳で、明和町土地改良区理事を歴任されており、農業に関する見識も高く、豊富な経験と知識を有され、明和町土地改良区より農業委員として適任者であると推薦をいただきました。ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） これから、一括上程の同意第2号から同意第16号を電子採決システムにより採決します。

まず、同意第2号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第3号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第4号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第5号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第6号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第7号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第8号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第8号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第9号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第9号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第10号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第10号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第11号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第11号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第12号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第12号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第13号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第14号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第15号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

続きまして、同意第16号 明和町農業委員会の委員の任命同意についてを採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、同意第16号は同意することに決定しました。

◎議案第2号上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第23 議案第2号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました議案第2号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求め

ます。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第2号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

この条例において引用しております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止され、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

定例会資料の1-1-1、サムネイルで2をご覧ください。

新旧対照表でございます。変更箇所は下線部分でございます。

内容としましては、第2条第1項第1号の2において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第3項を個人情報の保護に関する法律第2条第2項に、第2条第1項第1号の3において、行政機関個人情報保護法第2条第4項を個人情報保護法第2条第3項に改正するものでございます。

施行年月日は令和4年4月1日でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第2号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第2号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反

対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

◎議案第3号上程～採決

○議長(伊豆 千夜子) 日程第24 議案第3号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(下村 由美子) ただいま上程されました議案第3号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、引用している租税特別措置法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(伊豆 千夜子) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(青木 大輔) 議案第3号 明和町半島振興対策実施地域における

固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

資料は、定例会資料の3-3-1、サムネイル40をご覧ください。

変更点は、租税特別措置法施行令「第28条の9第13項」を「第28条の9第10項」に改正するものです。これは引用している租税特別措置法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第3号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第3号 明和町半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

◎議案第4号上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第25 議案第4号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第4号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額に関し、明和町国民健康保険税条例の一部の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（青木 大輔） 議案第4号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

資料は、定例会資料の3-2-1から3-2-22までになります。3-2-1が概要で、3-2-2から22が新旧対照表になっております。

詳細は、資料3-2-1、サムネイル18の概要で説明をさせていただきます。

概要。地方税法の一部改正により、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の減額に関し、明和町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

改正の内容。国民健康保険被保険者の未就学児を対象とし、その未就学児にかかる均等割保険税につきまして、5割を軽減いたします。世帯所得に応じた軽減措置を受ける世帯の未就学児については、世帯所得に応じた7割、5割、2割の軽減をした後の額から5割を軽減します。それぞれの軽減額につきまして整理したものが表のとおりとなっております。

施行期日。この条例は令和4年4月1日から施行いたします。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第4号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第4号 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成 です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

◎議案第5号上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第26 議案第5号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第5号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、歴史的風致維持向上計画事業により公園整備が完了したことにより、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ただいま上程されました議案第5号について、詳細説明をいたします。

明和町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、議案書の26ページと27ページ、サムネイル28、29をご覧ください。

詳細説明の議案資料は、9-1-9及び10となります。サムネイルは52と53でございます。

議案資料の9-1-9にある明和町都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。右側が改正前で、左側が改正後でございます。

右側にある名称の欄の3段目の「八脚門広場」を改正後は削除しております。

これは議案書 9-1-10 に示す公園整備が完了し、令和 4 年 2 月 10 日に供用開始をしたことにより、明和町都市公園条例の公園を設置すべき地区より削除するものでございます。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第 5 号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 5 号 明和町都市公園条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決しました。

◎議案第 6 号上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第27 議案第6号 明和町特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第6号 明和町特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律の施行に伴い、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図るとともに、良好な環境の形成及び保持に努めるため、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） それでは、議案第6号 明和町特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例の制定についての詳細説明を申し上げます。

議会資料の2-2-1、サムネイルの17も併せてご覧いただきたいと思えます。

現在、明和町の特定用途制限地域における建築等の制限に関する条例によりまして、町全域を6地域に区分しております。この6地域のうち緑の田園居住地区と灰色の斎宮跡地区以外の地区については、15平方メートルを超える畜舎の建築を制限しております。

本年4月1日に畜舎等の建築等及び利用に関する法律が施行され、都道府県知事が認定した畜舎等については建築基準法の適用から除外されることとなり

ます。認定畜舎に関しては特定用途制限条例の適用から外れることとなり、現在建築ができない地区においても畜舎の建築が可能となることから、これまでどおり、特定用途制限の効力を残すため、本条例を制定するものであります。

議案書の29ページからは条例となっております、第1条で目的、第2条で定義を定めており、第3条で適用区域を定めており、都市計画法第20条第1項の規定により、特定用途制限地域として都市計画決定の告示をした区域で適用するものとしております。

第4条では、特定用途制限条例に定めるうち、産業集積地区、特定沿道地区、幹線沿道地区及び居住環境地区においては、床面積15平方メートル以上の畜舎等を建築できないことと定めております。

第5条では、既存の畜舎等の一定の制限緩和を定めております。

なお、本条例は令和4年4月1日施行を予定しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第6号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第6号 明和町特定用途制限地域における畜舎等の制限に関する条例の制定を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

◎議案第7号上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第28 議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

これは、年金担保の貸付事業の廃止に伴い、消防団員等公務災害補償等責任

共済等に関する法律が改正されました。そこで、この条例について規定をしております年金を担保にできる旨が記載されている部分を削除するため、所要の改正をするものでございます。

定例会資料の1-5-1、サムネイルでは12をご覧ください。

新旧対照表でございます。変更箇所は下線部分でございます。

内容としましては、第3条第2項の下線部分が「年金を担保する」旨の規定になっておりますので、これを削除するものでございます。

施行年月日は令和4年4月1日でございます。よろしく申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第7号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

◎議案第8号上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第29 議案第8号 明和町道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第8号 明和町道路線の認定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、開発行為により帰属された道路について道路認定を行うもので、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） ただいま上程されました議案第8号について、詳細説明をさせていただきます。

議案第8号 明和町道路線の認定につきまして、議案書の34ページ、サムネイル35と、議案資料の9-1-1から9-1-8、サムネイル44から51番をご覧ください。

議案資料の9-1-1が認定路線の一覧となっております。今回は10路線でございます。整理番号1から12番までは、開発行為に基づく道路認定を行うものでございます。

議案資料の9-1-2から認定路線図でございます。資料の上部に整理番号

が記載していますので、ご確認をお願いいたします。

以上、詳細説明を終わります。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 質疑される方がないので、これで議案第8号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第8号 明和町道路線の認定についてを電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決しました。

◎議案第9号上程～採決

○議長（伊豆 千夜子） 日程第30 議案第9号 令和3年度管工－1 宮川流域

関連公共下水道事業管路施設工事34工区請負契約の変更を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました議案第9号 令和3年度管工－1宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事34工区請負契約の変更につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和3年7月30日の臨時議会においてお認めいただいた請負契約の変更です。本工事は明星地内の明星小学校南側町道部へ下水道管路を埋設する工事で、施工延長の減と現場精査により契約額を減額する必要が生じたことから、地方自治法第96条第1項第5号の規定並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、請負契約の変更をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 議案第9号 令和3年度管工－1宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事34工区請負契約の変更について、詳細説明を申し上げます。

議案書35ページ、36ページをご覧ください。

本工事は、令和3年7月臨時議会で工事契約締結をご承認いただき、7月30日付で工事請負契約を締結した案件でございます。

議会資料は10－2－1、サムネイル54をご覧ください。

工事場所は、資料にありますとおり、明星小学校の南側と東側の町道部での開削工法による下水道管路施設工事でございます。図面の赤色着色の路線が工事路線でございます。

主な変更理由といたしましては、明星地内の現場近隣場所におきまして、建設発生土の搬入場所が確保できましたことから運搬距離の短縮ができましたこと、また、隣接工事と同時期に工事の施工を行うことにより、地元自治会及び小学校への周知等が迅速にできましたことから、当初計画をしていました交通誘導員の配置人数を減らすことができました。

そして、資料右下枠内の工事概要に記載のとおり、全体の施工延長につきましても、当初計画「1,152.6m」が現地精査の結果、38.9m減の「1,113.7m」となりました。

以上の変更理由により、減額の請負契約の変更をお願いするものでございます。

議案書の36ページをご覧ください。

契約金額でございますが、変更前金額「1億2,320万円」から1,464万9,800円を減額し、変更後の金額が「1億855万200円」でございます。契約の相手方は池田建設株式会社、代表取締役早津真由子でございます。

以上となりますので、ご審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 詳細説明が終わりました。

質疑される方はございませんか。

奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） これ、減額をされたわけなんですけど、減額されると工期が恐らく変わってくると私は思うんです。工期はなぜここに表記されないのですか。その理由を説明してください。

○議長（伊豆 千夜子） 質問に対する答弁。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 今回、金額の変更のみでございまして、工期のほうは変更しておりません。

○議長（伊豆 千夜子） ほかに質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) ほかに質疑される方がないので、これで議案第9号の質疑を終わります。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第9号 令和3年度管工-1宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事34工区請負契約の変更を電子採決システムにより採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れ、押し間違いはございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) なしと認めます。これをもって採決を確定します。

賛成全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(伊豆 千夜子) 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

10時40分までお願いします。

(午前 10時 30分)

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 40分）

◎議案第10号から議案第16号の一括上程

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

日程第31 議案第10号から日程第37 議案第16号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

したがって、

日程第31 議案第10号 令和3年度明和町一般会計補正予算（第12号）

日程第32 議案第11号 令和3年度明和町国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）

日程第33 議案第12号 令和3年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）

日程第34 議案第13号 令和3年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算
（第4号）

日程第35 議案第14号 令和3年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）

日程第36 議案第15号 令和3年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第3号）

日程第37 議案第16号 令和3年度水道事業会計補正予算（第3号）

を一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました議案第10号から議案第16号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第10号 令和3年度明和町一般会計補正予算（第12号）につきましては、総額3億5,324万円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとしたしまして、総務費では災害対策費の木造住宅耐震化助成事業で、耐震補強工事費補助とブロック塀等除去改修事業補助の実績による減額、企画費のふるさと寄附事業で寄附実績による手数料の増額、戸籍住民基本台帳費で、住民基本台帳ネットワークシステムに関する電算委託料の増額などの補正をお願いしています。

民生費では、社会福祉総務費で戦没者追悼式の中止に伴う事業の減額、国民健康保険事務費で特別会計繰出金の増額、後期高齢者医療事務費で特別会計繰出金の減額、高齢者福祉費では介護保険特別会計繰出金の増額、児童福祉総務費で子育て世帯生活支援特別給付金の実績による減額補正などをお願いしています。

衛生費では保健衛生総務費で、新型コロナウイルス感染症対策費の郵送料等の減額と接種事業分担金の減額、環境衛生費で実績による伊勢広域環境組合負担金の増額、再生資源集団回収奨励金の減額、母子衛生費で予防接種委託料の増額と特定不妊治療費助成の実績に伴う増額などの補正をお願いしています。

農林水産業費では、農地費で県営パイプライン事業負担金と排水機場事業計画策定業務委託料の増額、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金の減額補正などをお願いしています。

商工費では、商工業振興費で地域産業応援支援金の実績による減額と、観光費で観光協会補助、地域活性化起業人経費、観光拠点再生・高付加価値化推進事業貸付金の減額補正をお願いしています。

土木費では、道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業で委託料の増額、

下水道費で公共下水道事業特別会計繰出金の減額補正などをお願いしています。

消防費では、常備消防費で松阪地区広域消防組合負担金の精算見込みによる減額、非常備消防費で消防団員費用弁償の減額など、実績に伴う補正をお願いしています。

教育費では、教育委員会費で新型コロナウイルス感染防止対策として抗原定量検査手数料の増額、幼稚園費で施設型給付費の実績による減額、文化財保存活用費で、発掘作業員等謝金の減額、ふるさと会館費で空調設備取替工事の入札差金の減額、保健体育総務費で生涯スポーツ振興事業委託料の減額補正などをお願いしています。

公債費では、償還元金の増額と償還金利子の実績に伴う減額補正をお願いしています。

諸支出金は、各基金費で積み立てる基金積立金の追加補正をお願いしています。

これらに対する歳入は、地方交付税、繰越金などを受けています。

次に、議案第11号 令和3年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、総額8,831万円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、一般被保険者療養給付費で国保診療報酬の減額、一般被保険者高額療養費の減額、一般会計繰出金で増額補正などをお願いしています。

次に、議案第12号 令和3年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、総額58万6,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、維持管理費で電気料金の増額補正などをお願いしています。

次に、議案第13号 令和3年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、総額1,120万8,000円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、施設建設事業費で事業確定に伴う測量設計等業務委

託料の増額と、工事請負費の減額補正、維持管理費で宮川流域下水道負担金の減額補正などをお願いしています。

次に、議案第14号 令和3年度明和町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、総額9,863万7,000円の追加補正をお願いするものです。

補正の主なものとして、実績見込みに伴う居宅介護サービス給付費地域密着型介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費、介護予防サービス給付費、高額介護サービス費の増額補正などをお願いしています。

次に、議案第15号 令和3年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、総額2,345万8,000円の追加補正をお願いするものです。

後期高齢者医療広域連合納付金と繰出金で一般会計繰出金の増額補正をお願いしています。

次に、議案第16号 令和3年度明和町水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、総額1,022万2,000円の減額補正をお願いするものです。

補正の主なものは、資本的支出の建設改良費で実績に伴う測量設計業務の委託料及び工事請負費の減額補正をお願いしています。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

◎議案第10号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第10号につきましては……

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員。

○10番（北岡 泰） 詳細説明の「目」があらへんやけど。

○議長（伊豆 千夜子） 暫時休憩します。

（午前 10時 52分）

○議長（伊豆 千夜子） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10時 59分）

○議長（伊豆 千夜子） 北岡議員、よろしいでしょうか。

○10番（北岡 泰） 了解です。

○議長（伊豆 千夜子） 奥山議員。

○1番（奥山 幸洋） 先ほど北岡議員から質問が出た件で、それで暫時休憩して説明されたと思うんですけども、私たちもそのことは聞いたので、疑問に思っているところもあるので、よろしいでしょうかではなくて、きちっと説明をしてもらって進んでいただきたいと思います。

○議長（伊豆 千夜子） はい、分かりました。

北岡議員、理解していただきましたでしょうか。説明をお願いします。

北岡議員。

○10番（北岡 泰） すみません、説明書の見間違いをしておりました。すみません。タブレットのほうを出すのを間違っておりましたので、了解をいたしました。申し訳ございません。

○議長（伊豆 千夜子） よろしいでしょうか。

提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第10号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の13ページ、サムネイル15、歳出、第1款・議会費からお願いします。

総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） それでは、予算に関する説明書13ページ、14ページ、サムネイルでは15、16をご覧ください。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費で75万8,000円の減額補正をお願いします。8節・旅費25万8,000円の減額と13節・使用料及び賃借料50万円の減額は、視察研修が中止になったことによる減額補正でございます。

2款・総務費、1項・総務管理費、7目・災害対策費で600万円の減額補正をお願いします。7節・報償費、防災講演会等講師謝金で40万円の減額で、これは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、予定をしておりました防災懇談会等講演会の開催を見合わせたことに伴い、講師謝金等が不要となったことによるものでございます。8節・旅費、団員防災復命費用弁償35万円の減額は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、総合防災訓練の中止により消防団員への費用弁償が不要となったことによるものでございます。10節・需用費、感染対策用消耗品費は75万円の増額で、これは抗原検査キットを購入するものでございます。18節・負担金補助及び交付金、自主防災組織協会育成事業補助は140万円の減額で、これは補助実績が当初の見込みより少なかったことによるものでございます。

次に、木造住宅耐震助成事業、18節・負担金補助及び交付金は460万円の減額で、木造住宅耐震補強工事補助で360万円の減額、ブロック塀等除去改修事業補助で100万円の減額で、いずれも実績によるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 10目・企画費は2,183万円の追加補正をお願いしております。

まず企画費のうち、7節・報償費では、地域おこし協力隊活動報償金について、活動実績に応じて135万9,000円の減額です。8節・旅費は、実績により30万円の減額となっております。13節・使用料及び賃借料は83万1,000円の減額で、これはRPAライセンスの使用料の実績によるものでございます。18節・負担金補助及び交付金は322万7,000円の減額で、地域活性化起業人の負担金

122万7,000円と、地域活性化起業人等の経費等交付金200万円を実績に基づき減額をお願いしております。こちらは、現在来ていただいている派遣者の勤務実績に応じて減額するものでございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対応自治体ICT化推進事業ですが、12節・委託料でAIチャットボットの仕様変更に伴う98万4,000円を減額するものでございます。13節・使用料及び賃借料で、自治体ICTシステム等の使用料で導入期間の変更に伴い101万9,000円を減額しております。17節・備品購入費で、備品購入に係る必要台数などの変更で45万円を減額しております。

続いて、ふるさと寄附事業ですが、11節・役務費では3,000万円の追加補正をお願いしております。こちらは寄附見込額を2億円追加したことにより、手数料を増額するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 13目・地域振興費では、47万1,000円の補正計上をしております。

16ページの空家対策推進事業で、14節・工事請負費の火災建物応急処置工事で同額の47万1,000円を計上しておりますが、こちらは1月に根倉自治会において、まだ特定空家に認定されていない空き家において火災があり全焼いたしました。しかし、所有者や相続者がいない状態であり、焼け跡のまま残置物を放置しておくのは防犯上大変危険であり、また不審火等による火事の再発生を防ぐために、特定空家に指定するまでの間、応急措置として焼け跡のがれき等を処理するための応急処置工事として計上をさせていただきました。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3項・戸籍住民基本台帳費、1目・戸籍住民基本台帳費に300万7,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、住民基本台帳ネットワークシステム費の12節・委託料にマイナンバーカード所有者の転出・転入のワンストップ化に係る総合住民情報システムの改修業務委託費として300万7,000円を計上しております。

このシステム改修は、マイナンバーをお持ちの方がマイナポータルを利用して転出届、転入予約をしていただくことで、転出時の市町村役場に赴くことなく転入手続を済ませることができるようにするためのものがございます。このことによって、手続き時間の短縮化、住民の来庁負担の軽減が図られることが期待されます。あくまでも準備的な改修であり、行政手続のオンライン化に係る環境整備がなされて実現するものでありますので、これにより直ちにワンストップ化が実現されるものではございません。

国は令和5年1月から2月ごろのサービス開始を目指しております。全額国の補助の対象で補助率は100%でございます。本年度事業のみが補助金の対象であるために、令和3年度予算に計上させていただいておりますが、本年度中に改修を完了できる見込みがないことから、来年度に繰越しをお願いさせていただきたいと思っております。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 4項・選挙費、3目・県知事・県議会議員選挙費は220万円の減額で、昨年9月12日に執行されました三重県知事選挙に係る精算でございます。1節・報酬は会計年度任用職員報酬で52万円の減額、3節・職員手当等は時間外勤務手当で129万円の減額、12節・委託料は電算委託料で39万円の減額でございます。それぞれ実績に伴う減額補正をお願いするものでございます。

5項・統計調査費、2目・各種統計調査費は26万円の増額をお願いいたします。1節・報酬は各種統計調査員報酬で15万円の減額、会計年度任用職員報酬で41万円の増額で、経済センサスに係る事業費精算に伴う補正をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費に119万4,000円の減額補正をお願いしております。

内訳としましては、1節・報酬に84万4,000円の減額を計上しております。こ

ちらは会計年度任用職員1名の報酬で子育て世帯生活支援特別給付金給付事業や子育て世帯等臨時特別支援事業に従事した分につきまして、そちらの予算を活用させていただいたことによるものでございます。

また、12節・委託料で35万円の減額を計上しております。こちらは新型コロナウイルス感染拡大に伴い、戦没者追悼式を取りやめたことによるものでございます。

続きまして、17ページ、18ページ目をお願いいたします。

2目・国民健康保険事務費に1,786万円の追加補正をお願いしております。

内訳としましては、27節・繰出金に1,786万円を計上しています。こちらは国民健康保険特別会計への繰出金で、保険基盤安定負担金の額の確定によるものでございます。保険基盤安定繰出金には保険税軽減分と保険者支援分が含まれております。前者は県の4分の3の負担があり、後者は国より2分の1、県より4分の1の負担がございます。

3目・後期高齢者医療事務費に173万9,000円の減額補正をお願いしています。

内訳としましては、27節・繰出金に173万9,000円の減額を計上しております。こちらは後期高齢者医療特別会計への繰出金で、後期高齢者医療広域連合への納付金に係るものでございます。詳細は後期高齢者医療特別会計のところで説明いたします。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 5目・障がい者福祉費、19節・扶助費に400万円を計上しております。こちらは身体障害者日常生活用具給付費で特殊寝台や拡大読書器等の給付申請や、身体障害者補装具給付費では、義足や電動車椅子座位保持装置といった高額な給付申請があったため、年度末において不足が生じることから、増額をお願いするものでございます。

続きまして、6目・高齢者福祉費で1,321万1,000円を計上しております。27節・繰出金に1,261万1,000円は、こちらは介護保険特別会計繰出金で介護保険特別会計における介護サービス給付費や地域支援事業などに係る補正額分を繰

り出すものでございます。詳細は介護保険特別会計でご説明いたします。

高齢者相談支援費で60万円を計上しております。12節・委託料で、こちらは介護予防地域支援事業委託料で、令和3年度における介護報酬の改正があったことと、要支援1、2の方のケアプランの作成件数が増加したことにより、年度末において不足が生じることから増額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 8目・人権対策費は50万円の補正の減額を計上しております。18ページの12節・委託料の人権講演会委託料での減額は、毎年12月の人権週間に実施しております福祉と人権のまちづくり講演会がコロナ禍により中止となったため、減額補正をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 3款・民生費、2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費に1,258万5,000円の減額補正をお願いしております。

内容としましては、児童福祉総務費で86万9,000円の追加補正、児童手当に10万7,000円の追加補正、子育て世帯等臨時特別支援事業に326万1,000円の減額補正、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に1,030万円の減額補正をお願いしております。

児童福祉総務費としましては、22節・償還金利子及び割引料に86万9,000円を計上しております。こちらは令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金の補助金の精算に伴う返還金でございます。

児童手当としましては、22節・償還金利子及び割引料に10万7,000円を計上しております。こちらは令和2年度児童手当交付金の精算に伴う返還金でございます。

子育て世帯等臨時特別支援事業につきましては、当初先行給付分5万円と、それ以外の給付分5万円を2回に分けて別々に給付する計画で予算化しておりましたが、国の方針転換を受け、一括して10万円を給付させていただくことになりました。これにより案内通知等に係る郵送件数、振込み件数、リストアッ

プに係る電算作業量を減らすことができましたので、その分の減額を計上しております。

内訳としましては、11節・役務費に郵送料128万3,000円の減額と割引手数料で30万円の減で、合計158万3,000円の減額を、12節・委託料に電算委託料として167万8,000円の減額を計上しております。

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきましては、実績見込額に基づきまして減額しております。1節・報酬は会計年度任用職員の2名分の報酬としまして30万円の減、18節・負担金補助及び交付金は子育て世帯生活支援特別給付金として1,000万円の減となっております。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 17ページ下段です。

3目・児童保育費で1万7,000円の減額をお願いしております。内訳は18ページの説明欄をご覧ください。保育所施設管理費で13万円の増額をお願いしております。10節・需用費の水道料につきまして、当初予算では前年度実績に基づき同額程度を計上していましたが、夏場の利用が増えたため、保育所の水道利用料の実績に基づき、3万円の増額をお願いするものでございます。

めくっていただきまして、20ページの説明欄をご覧ください。

13節・使用料及び賃借料の下水道使用料で、ささふえ保育所の使用料の実績に基づき10万円をお願いしております。その下のこども園施設管理費では33万円の増額をお願いしております。10節・需用費の電気料で30万円の増額をお願いしております。当初予算におきまして、前年度実績により同額程度を見込んでおりましたが、冬季の電気利用料が増えたため、実績に基づき増額をお願いするものでございます。また、水道料で3万円の増額を実績に基づきお願いしております。

その下の保育所運営費で62万円の増額をお願いしております。内訳は、3節・職員手当等で保育士等処遇改善手当40万円を計上しております。これは、国が進める経済対策として保育士等を対象として収入の引上げを行うため、公

立の保育所に勤務する会計年度任用職員56名の2月分、3月分の給料の3%を手当として支給するもので、国の100%補助により行うものでございます。

18節・負担金補助及び交付金で22万円を計上しております。これも先ほどと同様に国が進める経済対策として、保育士等処遇改善臨時特例事業補助による町内の私立の斎宮Baby roomに勤める保育士等の職員の2月、3月分の給料の処遇改善補助としまして、国の規定に基づき国から100%の補助を受けて行うものでございます。

その下のこども園運営費で109万7,000円の減額をお願いしております。内訳は、3節・職員手当等で公立のこども園に勤務する会計年度任用職員39人の2月分、3月分の給料の3%を保育士等処遇改善手当として31万7,000円を計上しております。この手当は国から100%の補助を受けております。

18節・負担金補助及び交付金で384万円の減額をお願いしております。この内訳は、民間保育園支援事業補助で317万4,000円の減額をお願いしております。これは私立の明和ゆたか園及び第2明和ゆたか園において、途中入所が多いゼロ歳児が円滑に入所できるように、4月から保育士の確保を行うことから、入所決定されたゼロ歳児全員が入所するまでの期間の補助について、実績により全員入所までの期間が短くなったため減額するものでございます。

その下の障がい児保育事業補助について204万円の減額をお願いしています。私立の第2明和ゆたか園への補助で、支援を要する園児を保育してもらう加配保育士の配置人数が当初は1人見込んでおりましたが、対象者がいなかったため減額をお願いするものでございます。

その下の保育士等処遇改善臨時特例事業補助について138万円を計上しております。私立の明和ゆたか園及び第2明和ゆたか園に勤める保育士等の職員の2月、3月分の給与の処遇改善補助としまして、国の基準に基づき国から100%の補助を受けて行うものでございます。

22節・償還金利子及び割引料242万円を計上しております。令和2年度の預かり保育事業等において、利用給付費の確定に伴い、国・県への償還が生じて

まいりましたので、補正をお願いするものでございます。

1 ページ戻っていただき、19ページ、4目・児童施設管理費で3万円の増額をお願いしております。内訳は20ページの説明欄をご覧ください。児童クラブ施設管理費で10節・需用費の電気料で、明星放課後児童クラブが一部利用しております旧曙幼稚園での利用実績に基づき増額をお願いするものでございます。

19ページ、5目・保育給食費で351万1,000円の減額をお願いしております。内訳は20ページの説明欄をご覧ください。保育所給食運営費で46万7,000円の減額をお願いしております。内訳は、3節・職員手当等の保育士等処遇改善手当で公立保育所の調理員として勤務している会計年度任用職員4名分の2月分、3月分の給与の3%を処遇改善手当として3万3,000円を計上しております。これも国から100%の補助を受けて行うものでございます。

7節・報償費の給食調理代行謝金で50万円の減額をお願いしております。これは給食調理員が急な休みなどでの代行ですが、実績に基づき減額をお願いするものでございます。

その下のこども園給食運営費で304万4,000円の減額をお願いしております。内訳は、1節・報酬で当初正規調理員1名が年度途中で退職する予定があったため、1名の会計年度任用職員を計上しておりましたが、退職を取りやめたため1名分の報酬額250万円の減額をお願いするものでございます。

3節・職員手当等で54万4,000円の減額をお願いしております。これはこども園に勤める調理員の会計年度任用職員4人分の2月分、3月分の給料の3%を処遇改善手当として3万円を計上しております。これも国から100%の補助を受けるものです。また、先ほど会計年度任用職員の1名の減に伴う期末手当57万4,000円の減額をお願いしております。

19ページに戻っていただき、6目・こども支援対策費で215万円の増額をお願いしております。内訳は20ページの説明欄でございます。放課後児童対策費で15万円の計上をお願いしております。18節・負担金補助及び交付金の放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業補助で委託先のめいほう育成会が行う放課

後児童クラブの職員に対して行う 2 月分、3 月分の給与の処遇改善として国の基準に基づき、国の100%の補助を受けて行うものでございます。

その下の子ども・子育て支援地域事業で200万円の増額をお願いしております。内訳は、22節・償還金利子及び割引料の過年度国県支出金等返還金で、これは令和2年度に補助をいただいた子ども・子育て支援交付金関係の事業費確定に伴い、国・県への補助金の返還が生じてまいりましたので、補正をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 21ページ、4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費、新型コロナウイルス感染症対策費で4,328万円の減額を計上しております。

1節・報酬に190万円の減額は、こちらは会計年度任用職員2名が年度途中の退職等で入れ代わったことにより、給与や賞与において減額が生じたことによるものでございます。

3節・職員手当等140万円の増額を計上しております。時間外勤務手当で200万円の増額は、こちらは土曜日や日曜日に3回目の接種における町内巡回接種会場へ職員が支援を行うために増額をお願いするものです。また、会計年度任用職員期末手当の60万円の減額は、先ほど報酬においてご説明しましたように2名が年度途中の退職等で入れ代わったことにより減額が生じたことによるものでございます。

10節・需用費で170万円の減額をお願いしております。印刷製本費の170万円の減額は3回目接種の通知等について、松阪市新型コロナワクチン室にて一括して行うことにより、おまかせ予約等の通知に係る印刷製本費について減額が生じたことによるものでございます。

11節・役務費で450万円の減額を計上しております。郵送料の200万円の減額は、先ほどの需用費と同じく3回目接種の通知等につきましても、松阪市新型コロナワクチン室にて一括して行うことになったことにより、おまかせ予約等の通

知に係る郵送料について減額が生じたことによるものです。また、国保連合会手数料の250万円の減額は、新型コロナウイルスワクチンの接種費用の請求に係る国保連合会の審査支払手数料ですが、実績に基づき減額をお願いするものでございます。

12節・委託料の200万円の減額は電算委託料で、新型コロナウイルスワクチン接種の穿孔料について実績に基づき減額をお願いするものでございます。

13節・使用料及び賃借料で262万円の減額をお願いしております。事務機器等借上げ使用料の120万円の減額は、接種歴の登録に使用するための事務機器の借上げを見込んでおりましたが、松阪市新型コロナワクチン室への分担金に含まれることになったことで減額をお願いするものです。また、施設等借上げ料の142万円の減額は、当初町内の集団接種会場の借上げ料を見込んでおりましたが、松阪市新型コロナワクチン室への分担金に含まれることとなったことにより減額をお願いするものです。

18節・負担金補助及び交付金で3,196万円の減額を計上しております。こちらは、1市3町で実施している新型コロナワクチン接種事業において、当初予定していた集団接種会場の実施回数等が減少したことにより、医師、看護師等の報償費と人件費及び消耗品等に減額が生じたことによるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 生活環境課長。

○生活環境課長（西尾 仁志） 21ページ、2目・環境衛生費は558万2,000円の増額補正をお願いしております。

22ページの環境衛生費の伊勢広域環境組合負担金では、618万2,000円を計上しております。これは伊勢広域環境組合の各市町負担金が当初予算に比較し、人口割の部分におきまして伊勢市の人口が減少していることに対しまして、他の3町では人口動態につきましては微減や平行状態であったためであり、特に明和町では人口の減少率が低かったことにより、他市町の人口の減少につきまして影響していること、及び粗大ごみの搬入が前年度よりも増加したことによるものでございます。

続きまして、その下の減量化対策費では、再生資源集団回収奨励金で60万円の減額をお願いしております。これは、再生資源の集団回収をされている小学校のPTAといった主要な団体が、コロナ禍において感染防止のために回収の実施を中止されたことが多くなったことが原因でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 6目・母子衛生費で150万円を計上しております。12節・委託料の予防接種委託料の150万円は、こちらは乳幼児に係る予防接種委託料について実績に基づき年度末において不足が生じることから増額をお願いするものです。

続いて、母子保健事業で180万円を計上しております。7節・報償費で70万円の減額につきましては、こちらはコロナ禍により11月に開催予定であった歯と口の健康まつりが中止になったことによる歯科医師等の謝金の減額等によるものでございます。

18節・負担金補助及び交付金に250万円を計上しております。こちらは、特定不妊治療費助成において、当初対象者の見込みを20人としておりましたが、本年度現時点での対象者が51人となり、年度末においてその費用額に不足が生じると見込まれることから増額をお願いするものです。

○議長（伊豆 千夜子） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 7目・下水処理費で462万3,000円の減額をお願いしております。11節・役務費は一般廃棄物の収集運搬業の許可取消しに係る訴訟につきまして、令和3年度内の終結が難しい見込みとなりましたことから、年度を越えることとなるため、弁護士事務所等の委任契約に基づき11万円の訴訟事務手数料の追加補正をお願いするものでございます。

18節・負担金補助及び交付金は、松阪地区広域衛生組合負担金が投入量実績に伴い473万3,000円の減額でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、6款1項2目・農業総務費で120万円

の減額をお願いしております。

次のページにわたっていただきまして、こちらにつきましては、緑化事業に行います鎮守の森プロジェクト事業でできた北藤原掘削土処分地内に植樹を行うため、のり面整地及び被覆土を盛土する工事で、本年も昨年を引き続きましてコロナ禍により中止になったことにより、工事請負費120万円を減額させていただくものでございます。

次に、3節・農業振興費で309万8,000円の減額をお願いしております。18節・負担金補助及び交付金で232万1,000円の減額で、まず新規就農者総合支援事業で、こちら当初で150万円計上しておりましたが、新規就農者営農に伴い収益があったため、国の基準に基づき補助額の減額が生じたため32万1,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、新型コロナ対策農業支援事業として実施いたしました農業共済の収入保険加入支援事業補助で、実績に基づかさせていただきまして200万円の減額をお願いさせていただいております。

次に、22節・償還金利子及び割引料で77万7,000円の減額をお願いしております。これは明和農産の廃業に伴いまして、国に補助金を返還させるために12月議会で補正をお認めいただいた案件ですが、額の確定に伴い減額をさせていただくものでございます。

次に、5目・農地費で4,069万9,000円の増額補正をお願いしております。12節・委託費で3,310万円の補正をお願いしております。委員会等でもご説明させていただきましたが、国の令和3年度補正予算を使い、早期に事業着手することにより、計画的に次の事業を進めることができ、事業効果が得られることを考えておりますので、補正をさせていただくものでございます。

ため池等豪雨劣化状況評価業務委託料として280万円を計上しております。ため池におきましても、これまで平成25年から令和元年度にハザードマップの作成、平成30年から令和元年にかけて耐震診断を実施してまいりました。今回の劣化状況、台風降雨の評価を行い、防災工事の必要性について検討して

いくことを考えているような次第でございます。

次に、排水機場事業計画策定業務委託料といたしまして3,030万円を計上しております。事業計画策定におきまして、昨年度実施いたしました機能診断結果のもとに、川尻、藤原、八木戸、行部の排水機場の実施計画を策定させていただくものでございます。両事業とも補助率100%でございます。

次に、18節・負担金補助及び交付金で759万9,000円の補正をお願いしております。まず、土地改良区維持管理適正化事業負担金といたしまして、90万円の減額をお願いさせていただいております。明和土地改良区が事業主体となり、同事業で須田の揚水機の更新事業を計画しておりましたが、次年度施工と変更になったため減額をお願いさせていただくものでございます。

次に、県営パイプライン事業負担金で1,066万4,000円の増額補正をお願いさせていただいております。国の令和3年度補正予算に伴い、町の負担金の補正をお願いさせていただくものでございます。

次に、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金で216万5,000円の減額をお願いさせていただいております。この事業は、旧の下御糸土地改良区の区域内の用水路の補修、また櫛田川祓川沿岸土地改良区右岸1号幹線用水路でライニング工事を行っているもので、最終年度によります事業精査による減額でございます。

続きまして、7款・商工費、1項・商工費、2目・商工振興費で1,600万円の減額をお願いさせていただいております。18節・負担金補助及び交付金1,600万円の減額でございます。委員会等でもご説明させていただきました新型コロナウイルス感染対策の明和町地域産業応援支援金といたしまして、12月議会で補正をお願いさせていただいたもので、今後の推移を確認させていただきまして減額をさせていただくものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 4目・観光費は3,887万7,000円の減額補正をお願いします。18節・負担金補助及び交付金では、明和町観光協会補助

で197万7,000円の減額です。これは大淀祇園祭や斎王まつりのイベントが中止になったことに伴い、減額するものでございます。地域活性化起業人経費交付金は精算による減額でございます。

20節・貸付金につきましては3,590万円の減額です。これは今年度観光商社が行いました観光拠点・高付加価値化推進事業の貸付金で、商社から国に正式に申請する時点で精査を行ったところ、補助事業に該当しない部分がありました。そのため、その事業に該当する貸付金の部分を減額させていただくものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、3目・道路新設改良費で1,154万6,000円の増額をお願いしております。

内訳をご説明させていただきます。12節・委託料の100万円の減と16節・公有財産購入費190万円の減は、町道有爾中線・有爾中神社線の整備計画をしていましたが、補助事業による実施計画といたしましたので、当初予定していた測量委託費と土地購入費を減額するものでございます。18節・負担金補助及び交付金は100万円の減でございます。道路改良工事に伴う水道移設の布設替え等による負担金の精算によるものでございます。21節・補償・補填及び賠償金ですけれども、85万4,000円の減額でございます。電柱移設等を有償で行う物件がある場合に対応するものですが、全て無償で対応したため、減額するものでございます。

続きまして、社会資本整備総合交付金事業の12節・委託料でございますけれども、1,800万円の増額でございます。国の補助を受けて菘村、有爾中地区の通学路整備の測量を前倒しして行うものでございます。事業箇所の詳細説明につきましては、総務産業常任委員会資料の9-2-15と16をご覧ください。21節・補償・補填及び賠償金ですけれども、80万円の減でございます。道路用地買収に伴う補償費の精査によるものでございます。

続きまして、道路防災事業でございます。12節・委託料の90万円の減は、入

札に伴う請負差額の精査でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 4項・都市計画費、3目・下水道費で70万8,000円の減額でございます。27節・繰出金の減額で公共下水道事業特別会計への繰出金が70万8,000円の減でございます。詳細につきましては、特別会計でご説明をいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 9款・消防費、1項・消防費、1目・非常備消防費、18節・負担金補助及び交付金、松阪地区広域消防組合負担金で835万4,000円の減額で、これは松阪地区広域消防組合における今年度の事業費決算見込みによる明和町負担分の減額によるものでございます。

2目・非常備消防費で418万円の減額で、8節・旅費、幹部分団組合の400万円の減額、10節・需用費の食糧費で18万円の減額で、いずれも新型コロナウイルスの影響により、三重県消防操法大会や出初式の中止など、活動が予定より少なくなったことに伴い不用額が生じたものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 10款・教育費、1項・教育総務費、1目・教育委員会費で90万円の追加をお願いします。11節・役務費、抗原定量検査手数料の増額です。新型コロナの第6波によりまして学校、幼稚園、保育所、こども園でも陽性者が多数発生しまして、一部の学校、幼・保施設で学級閉鎖や休校・休園の措置をいたしました。学級閉鎖したクラスでは、園児・児童・生徒等の抗原定量検査を行い、既決予算に不足が生じてまいりましたので、追加補正をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 次のページの27ページをお願いします。

10款・教育費、4項・幼稚園費、1目・幼稚園費で492万1,000円の減額をお願いしております。内訳は、28ページの説明欄でございます。幼稚園運営費の

1 節・報酬、会計年度任用職員報酬で250万円の減額をお願いしております。これは当初支援の要るお子さんが転入する予定で計上しておりましたが、転入されなかったため、加配保育士1名分の減額をお願いするものでございます。

3 節・職員手当等の保育士等処遇改善手当で、公立幼稚園に勤務する会計年度任用職員3人の2月分、3月分の給与の3%を処遇改善手当として2万4,000円を計上しております。これも国から100%の補助を受けて行うものでございます。また、会計年度任用職員期末手当で、先ほどの加配保育士の1名の減及び職員の病気休暇による欠勤に伴い、84万5,000円の減額をお願いするものでございます。

19節・扶助費で、町外の幼稚園へ通園する園児に対する施設型給付費について、当初3人と見込んでおりましたが、実績により1名となったため160万円の減額をお願いするものでございます。

1 ページ戻って27ページでございます。

2 目・幼稚園給食費で157万4,000円の減額をお願いしております。幼稚園給食費の3 節・職員手当等で幼稚園に勤める調理員の会計年度任用職員3人の2月分、3月分の給与の3%を処遇改善手当として2万6,000円を計上しております。これも国からの100%の補助を受けて行うものでございます。10節・需用費の賄い材料費では、当初斎宮幼稚園の園児数を70人で試算し、計上しておりましたが、園児数が17人減となったことと、夏休みの利用数が少なかったため、給食食材費160万円の減額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5 項・社会教育費、2 目・社会教育費で1万5,000円の追加をお願いします。旧教育集会所事業の10節・需用費、電気料の増額で実績による補正です。

3 目・公民館費は105万円の減額です。内訳は、公民館費の報償費、施設管理人謝金が30万円の減、需用費電気料が40万円の減、生涯学習事業で講座等謝金が35万円の減でございます。新型コロナの第5波、第6波等による緊急事態

宣言やまん延防止等重点措置期間の施設の使用制限、講座等公開の中止等により、管理人の出勤日数の減、電気代の減、講座の講師謝金の減となりました。

○議長（伊豆 千夜子） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 4目・文化財保存活用費は100万円の減額でございます。7節・報償費は発掘作業員等謝金で斎宮幼稚園駐車場のこども園予定地の発掘で予定より発掘作業が早く終わったため、減額をお願いいたします。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・ふるさと会館費で230万円の減でございます。

14節・工事請負費、空調設備取替工事外の減額で入札差金によるものです。

続きまして、6項・保健体育費、1目・保健体育総務費で400万1,000円の減額です。12節・委託料、生涯スポーツ振興委託料240万円の減は、コロナウイルス感染拡大防止のため、明和スポーツまつり、町駅伝大会、明和キッズ健康マラソンを中止したことによるものです。

18節・負担金補助及び交付金は160万1,000円の減です。内訳は30ページになります。学校プール開放運営委員会補助44万1,000円の減は、新型コロナ感染拡大防止のため、夏休みの小学校プール開放事業を中止したことによるものです。地区スポーツ振興会補助36万円の減は実績によるもので、同じく感染拡大防止のためスポーツまつりや町駅伝等、スポーツ行事が中止になったことによるものと思われます。全国大会等参加選手強化費補助80万円の減についても、全国大会等の中止が多く、出場機会が減少したことによる実績の減額でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 11款・公債費、1項・公債費、1目残金は718万円の追加補正をお願いしております。22節・償還金利子及び割引料は消防債で38万円、教育債で680万円をお願いしております。いずれも借入れ実績によるものでございます。

2目・利子は155万円の減額をお願いしております。22節・償還金利子及び割引料は農林水産業債で20万円、土木債で100万円、教育債で35万円をお願いしております。いずれも前年度分の借入利率、借入期間の実績によるものでございます。

続きまして、12款・諸支出金、1項・基金費、1目・ふるさと寄附基金積立金で1億7,107万7,000円の追加補正をお願いしております。これは本年度ご寄附いただいたうち、令和4年度以降に返礼品を発送する見込み分と利益分の概算見込みを基金費に積み立てるものでございます。

2目・教育福祉施設建設基金費は1億円の追加補正をお願いしております。

3目・退職手当基金費は1,000万円の追加補正をお願いしております。松阪地区広域消防組合の明和町職員分の退職金を積み立てるものでございます。

4目・一般財政調整基金費は1億円の追加補正、5目・減債基金費は110万2,000円の追加補正、6目・地域づくり基金費は1,000円の追加補正、7目・ふるさとづくり基金費は1,000円の追加補正。

続きまして、31ページに移りまして、9目・緑化基金費は1,000円の追加補正、10目・ふるさと・水と土保全対策基金費は2,000円の追加補正、11目・公共施設等基金費は2,000円の追加補正、13目・文化・スポーツ振興基金費は2万2,000円の追加補正、15目・交通安全対策基金費は5,000円の追加補正、16目・明和町森林環境譲与税基金費は420万6,000円の追加補正をお願いするものでございます。それぞれ基金条例に基づきまして、主に基金利息などを積み立てるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、サムネイル歳入をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 11款・地方交付税、1項・地方交付税、1目・地方交付税で2億円の追加補正をお願いしております。見込額を精算したものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 15款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金、2節・国民健康保険基盤安定国庫負担金（保険者支援分）に303万9,000円を計上しております。こちらは先ほど歳出3款・民生費の国民健康保険事務費のところの説明いたしました国保特別会計への国民健康保険基盤安定繰出金のうち保険者支援分に係る国庫負担金で補助率は2分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 3節・障害者自立支援給付費負担金で150万円を計上しております。こちらは補装具等の障害者自立支援給付費負担金で補助率は2分の1でございます。6節・介護保険国庫負担金で18万3,000円を計上しております。こちらは低所得者保険料軽減分について交付決定額に基づき増額補正をお願いするもので、補助率は2分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2項・国庫補助金、1目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金で817万1,000円の追加補正をお願いしております。これは新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で追加交付がされるものでございます。補助率100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 同じく総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金でございます。300万7,000円を計上しております。こちらは先ほど歳出の総務費のところの説明いたしましたマイナンバーカード所有者の転出・転入のワンストップ化に係る住民情報システムの改修費に対する補助金でございます。補助率は100%でございます。

続きまして、2目・民生費国庫補助金、1節・民生費国庫補助金に先ほど歳出、民生費のところでも申し上げました子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に係る補助金の分1,030万円の減額と、子育て世帯等臨時特別支援事業に係る

補助金の分326万1,000円の減額を計上しております。いずれも補助率は100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 保育士等処遇改善臨時特例交付金で258万円をお願いしております。これは歳出でご説明いたしました保育士等及び放課後児童クラブにおける給与の処遇改善に伴い、国庫補助金の増額をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 2節・障害者地域支援事業費等補助金で50万円を計上しております。こちらは日常生活用具や移動支援等の地域生活支援事業の国庫補助金で補助率は2分の1でございます。

3目・衛生費国庫補助金、1節・衛生費国庫補助金で4,328万円の減額補正をお願いしております。こちらは新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、歳出でご説明しました新型コロナウイルス感染症対策費に係る減額分で、補助率は100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 4目・土木費国庫補助金で785万円の増額で、内訳は、1節・住宅費国庫補助金木造住宅耐震補強工事費補助で150万円の減額で、実績によるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 同じく2節・土木国庫補助金でございますけれども、935万円の増額でございます。これは社会資本整備総合交付金事業による通学路の整備の分でございます。補助率は通学路の場合55%となります。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 5目・教育費国庫補助金、2節・義務教育費国庫補助金で170万5,000円の追加でございます。公立学校情報機器整備費補助で、これは既決予算の歳出、教育委員会費の委託料でお認めをいただいておりますG I

GAスクールサポーター業務委託料に対する補助金で、国の交付決定があったため補正をお願いするものです。補助率は2分の1です。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費負担金、1節・国民健康保険基盤安定負担金（保険税軽減分）に883万9,000円を計上しております。これは先ほど歳出3款・民生費、国民健康保険事務費のところで説明いたしました国民健康保険基盤安定繰出金のうち、保険税の低所得者軽減分に係る県の負担金で、補助率は4分の3でございます。

続きまして、7ページ、8ページをお願いいたします。

2節・国民健康保険基盤安定負担金（保険者支援分）に152万円を計上しております。これは先ほど3款・民生費、国民健康保険事務費のところで説明いたしました国民健康保険基盤安定繰出金のうち、保険者支援分に係る県の負担金で補助率は4分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 4節・障害者自立支援給付費負担金に75万円を計上しております。こちらは補装具等の障害者自立支援給付費の県負担金で補助率は4分の1でございます。7節・介護保険県負担金に9万2,000円を計上しております。こちらは低所得者保険料軽減分について、交付決定額に基づき増額補正をお願いするもので、補助率は4分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 2項・県補助金、2目・民生費補助金、1節・社会福祉費補助金に10万円を計上しております。こちらは三重県が実施しております低所得者のひとり親家庭に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る事務費補助金でございます。補助率は100%でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 3節・障害者地域生活支援事業費等補助金で25万円を計上しております。こちらは日常生活用具や移動支援等の地域生活支

援事業の県補助金で、補助率は4分の1でございます。

3目・衛生費補助金、2節・特定不妊治療費補助金で125万円を計上しております。こちらは特定不妊治療に係る県補助金で、補助率は2分の1でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、4目・農林水産業費補助金で3,237万9,000円の増額をお願いしております。まず、新規就農者総合支援事業補助で32万1,000円の減額をお願いしております。これは歳出でもご説明させていただきました新規就農者に一定の収入があったことによる減額でございます。

次に、農村地域防災減災事業補助で3,270万円の増額をお願いしております。歳出でご説明させていただきましたため池排水機場の点検に伴う補助金でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 5目・土木費補助金で135万円の減額で、これは木造住宅耐震補強工事補助の実績によるものでございます。3項・委託金、1目・総務費委託金で233万6,000円の減額で、内訳は、3節・統計調査費委託金、各種統計調査委託で27万5,000円の増額、4節・選挙費委託金、県知事選挙費委託で261万1,000円の減額で、いずれも実績によるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） お諮りします。

このままですと12時を過ぎてしまいますので、議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（伊豆 千夜子） ご異議なしと認めます。

よって、会議時間は延長することに決定しました。

続きまして、まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 18款・寄附金、1項・寄附金、1目・総

務費寄附金、1節・総務費寄附金は2億円の追加補正をお願いしております。

これはふるさと寄附実績によるもので、補正後のふるさと寄附想定額は12億円となります。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 19款・繰入金、1項・特別会計繰入金、2目・後期高齢者医療特別会計繰入金、1節・後期高齢者医療特別会計繰入金に1,629万6,000円を計上しております。こちらは過年度の後期高齢者医療特別会計に係る療養給付費負担金の精算による返還金や、事務費の精算による不用額分を一般会計に戻すものでございます。

続きまして、9ページ目、10ページ目をお願いいたします。

4目・国民健康保険特別会計繰入金、1節・国民健康保険特別会計繰入金に173万9,000円を計上しております。これは過年度の国民健康保険特別会計に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金の精算に係る返還金や事務費の精算による不用額分を一般会計に戻すものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 2項・基金繰入金、7目1節・ふるさと寄附基金繰入金で1,956万6,000円の追加補正をお願いしております。防災防犯事業で130万円、障がい者・高齢者等福祉事業で480万円、子ども・子育て支援事業で400万円の減額、環境衛生事業で3,810万円の増額、産業振興事業で350万円、社会教育施設運営事業で20万円、スポーツ振興事業で90万円、斎宮跡保存事業で50万円をそれぞれ減額するものでございます。いずれも事業実績に基づき補正するものでございます。

続きまして、20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で1億2,276万9,000円を追加補正しております。これは前年度繰入金でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、雑入、過年度支援事業返還金で81万

4,000円の減額をお願いさせていただいております。これは歳出でご説明させていただきました明和農産返還金の額の確定によります国及び地方補助金の合わせた減額となります。

○議長（伊豆 千夜子） 教育課長。

○教育課長（菅野 亮） 施設命名権料250万円はふるさと会館のネーミングライツ命名権料です。ふるさと会館のネーミングライツパートナーが決定し、去る1月28日に契約を締結いたしました。契約相手方は株式会社小林農産です。命名権料250万円は、5年間分の金額で契約に基づき既に入金いただいております。現在、看板の作成や設置場所の確認等を行っております。4月以降、小林農産ふるさと会館として運用を開始する予定です。また、改めて周知をさせていただきます。

○議長（伊豆 千夜子） 健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 介護予防サービス計画策定料の60万円につきましては、こちらは審査後、国保連合会から送金されるものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 5項・貸付金元利収入につきましては、観光拠点・高付加価値化推進事業貸付金償還金です。歳出でご説明をしました3,590万円の減額で、商社から国に申請する段階で事業として該当しなかった部分の償還金の減額でございます。

○議長（伊豆 千夜子） まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） 22款・町債、1項・町債、1目・総務債、1節・臨時財政対策債で2億円の減額補正をお願いしております。こちらは税収の下落による地方交付税の影響を勘案した措置でしたが、地方交付税の追加交付がございましたので、減額するものでございます。

2目・農林水産業債、1節・農業用施設債で870万円の追加補正をお願いしております。県営経営体育成基盤整備事業債で1,060万円の追加補正、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業債で190万円の減額補正をお願いしてお

ります。

3目・土木債、1節・道路整備事業債で670万円の追加補正をお願いしております。社会資本整備総合交付金事業債で760万円の追加補正、緊急自然災害防止対策事業債の道路防災で90万円の減額補正をお願いしております。

4目・教育債、1節・学校教育施設等整備事業債で210万円の減額補正をお願いしております。地域活性化事業債で210万円の減額補正をお願いしております。それぞれ事業確定に伴う補正をお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案書の一般会計補正予算42ページ、サムネイル43、第2表 繰越明許費補正をお願いします。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（松井 友吾） 2款・総務費、2項・総務管理費の異文化交流NEWチャレンジャー支援事業の800万円は、コロナ関係で実施が困難でありました調査支援委託料で300万円、移住・定住・起業者支援補助として200万円、販路拡大事業委託料について300万円、東海財務局と三重県のほうで協議の上、次年度へ繰り越す分でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 2款・総務費、3項・住民基本台帳費、住民基本台帳システム事業で300万7,000円の繰越しをお願いしております。こちらは、先ほど歳出で説明させていただきましたマイナンバーカード所有者の転出・転入のワンストップ化に係る総合住民情報システムの改修業務に係るもので、本年度中に改修することが困難であることから、次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で2億5,635万5,000円の繰越しをお願いしております。こちらは、2月の臨時議会におきましてお認めいただきました住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に係るもので、本年度中に全対象者への給付を完了できる見込みがないことから、次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、3款・民生費、2項・児童福祉費、子育て世帯等臨時特別支援事業で1,000万円の繰越しをお願いしております。こちらは12月議会においてお認めいただきました子育て世帯等臨時特別給付金に係るもので、本年度中に給付し終えない分が見込まれることから、次年度へ繰越しをお願いするものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 産業振興課長。

○産業振興課長（堀 真） 続きまして、6款・農林水産業費、1項・農業費、農村地域防災・減災事業で3,310万円の繰越しをお願いさせていただいております。先ほどご説明させていただきました国の令和3年度補正予算分におきまして、ため池豪雨劣化状況評価業務委託料280万円と排水機場事業計画策定業務委託料3,030万円を次年度に繰越しをお願いさせていただくものでございます。

次に、同じく緊急自然災害防止対策事業といたしまして320万円の繰越しをお願いしております。これは明星幹線排水、また準幹線の既成構造物を撤去する工事で、本年大塚団地近くの幹線排水路の既成構造物を撤去いたしましたが、新茶屋地内準幹線排水路の既成構造物につきましては、幹線排水路の既成構造物撤去工事完了後、合流分の状況を確認しながら実施したいと考えておりますので、繰越しをお願いさせていただくものでございます。

次に、2項・水産業費、水産物供給基盤機能保全事業で3,850万円の繰越しをお願いしております。まず、工事請負費といたしまして、泊地浚渫の工事費1,100万円をお願いしております。12月議会でお認めいただきました大淀の浚渫でございますが、2月末に発注予定となっております、6月末の工事完了を予定とさせていただいております。

次に、伊勢市が発注いたします南防波堤の改修工事、負担金補助及び交付金といたしまして2,750万円、こちらにつきましては、のり営業の時期を外すため令和3年12月に発注し、令和4年7月の完了予定となっております。両工事とも今年度中に完了することが難しいため、繰越をお願いさせていただくもの

でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、社会資本整備交付金事業で、先ほど申し上げました前倒しをして通学路整備をする委託費を繰越すものでございます。よろしく願いいたします。

続きまして、繰越明許の変更でございます。

8款・土木費、2項・道路橋梁費、道路防災事業でございますけれども、これは9月に明許を1億9,700万円お認めいただきまして、12月に工事契約をしている物件でございます。工事に伴う発注者支援を12月に契約いたしまして、本体工事と工期を令和4年11月30日と同じとしたいためお願いするもので、360万円追加して変更するものでございます。

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案書の43ページ、サムネイル44、第3表 地方債補正をお願いします。

まちづくり戦略課長。

○まちづくり戦略課長（朝倉 正浩） それでは、第3表 地方債補正の詳細説明を行います。

変更でございます。

起債の目的で、臨時財政対策債で補正前4億8,000万円を補正後2億8,000万円に、県営経営体育成基盤整備事業債で、補正前220万円を補正後1,280万円に、県営基幹水利ストックマネジメント事業債は340万円を150万円に、社会資本整備総合交付金事業債は5,830万円を6,590万円に、緊急自然災害防止対策事業債（道路防災）は2億8,560万円を2億8,470万円に、地域活性化事業債は970万円を760万円にそれぞれ変更をお願いするものでございます。

起債の方法、利率、償還方法は、いずれも変更ございません。

以上でございます。

◎議案第11号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きますして、議案第11号の説明を歳入歳出全般でお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 国民健康保険特別会計補正予算の説明をさせていただきます。

国民健康保険特別会計、7ページ、8ページをお願いいたします。

2款・保険給付費、1項・療養諸費、1目・一般被保険者療養給付費に1億円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、18節・負担金補助及び交付金で1億円の減額を計上しております。これは国保診療報酬の実績見込額に基づき減額するものでございます。

3目・一般被保険者療養費に100万円を減額補正をお願いしております。内訳としましては、18節・負担金補助及び交付金で100万円の減額を計上しております。こちらは柔整療養費等現金給付の実績見込額に基づき減額するものでございます。

2項・高額療養費、1目・一般被保険者高額療養費に1,000万円の減額補正をお願いしております。内訳としましては、18節・負担金補助及び交付金で1,000万円の減額を計上しております。こちらは高額療養費の実績見込額に基づき減額するものでございます。

3款・国民健康保険事業費納付金、1項・医療給付費分と2項・後期高齢者支援金等分につきましては、財源振替でございます。

6款・基金積立金、1項・基金積立金、1目・財政調整基金積立金に1,999万円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、24節・積立金で1,999万円を計上しております。こちらは国民健康保険に係る財政調整基金への積立金でございます。

続きまして、9ページ目、10ページ目をお願いいたします。

8款・諸支出金、1項・償還金及び還付加算金、3目・一般被保険者保険税還付加算金に5万円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、22節・償還金利子及び割引料で5万円を計上しております。こちらは保険税還付加算金に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものでございます。

5目・保険給付金等交付金償還金に91万1,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、22節・償還金利子及び割引料で91万1,000円の追加補正をお願いしております。これは令和2年度に県から交付された交付金の精算に伴う返還金でございます。

2項・繰出金、1目・一般会計繰出金173万9,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金で173万9,000円を計上しております。こちらは、令和2年度の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の精算に係る返還金と、令和2年度事務費繰入金の精算による不用額に係る分を一般会計に戻すものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ目、6ページ目をお願いいたします。

4款・県支出金、1項・県負担金・補助金、1目・保険給付費等交付金、1節・普通交付金に1億1,100万円の減額を計上しております。こちらは保険給付費に対する県の交付金に係るもので、歳出2款・保険給付費の減額に合わせて減額するものでございます。

5款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）に1,178万円を計上しております。こちらは、一般会計歳出、国民健康保険事務費の繰出金のところで申しあげました一般会計からの繰入金で、保険基盤安定負担金の金額が確定したことにより、その保険税軽減分を計上するものでございます。

2節・保険基盤安定繰入金（保険者支援分）に608万円を計上しております。

こちらは先ほどと同様、一般会計からの繰入金で、保険基盤安定負担金の金額が確定したことにより、その保険者支援分を計上するものでございます。

6款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に458万6,000円の増額を計上しております。こちらは歳出の補正額に見合う調整分として繰越金を充当するものでございます。

7款・諸収入、2項・預金利子、1目・預金利子、1節・預金利子に6万9,000円を計上しております。こちらは国民健康保険に係る財政調整基金の利子でございます。

13款・国庫支出金、1項・国庫補助金、2目・国民健康保険災害時臨時特例補助金に17万5,000円を計上しております。こちらは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による収入減に係る保険税の減免分に対する補助金でございます。

◎議案第12号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第12号の説明を歳入歳出全般でお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、歳出からご説明をいたします。

農業集落排水事業特別会計予算書の7ページ、8ページをご覧ください。サムネイルは61、62でございます。

1款・事業費、1項・農業集落排水事業費、2目・維持管理費で50万円の追加補正をお願いいたします。10節・需用費、笹笛処理場などの電気料の増で、昨年9月以降の電気料金の値上げによる増額でございます。

そして、3款・諸支出金、1項・基金費、1目・農業集落排水整備事業支援

事業基金費の24節・積立金で8万6,000円の追加補正をお願いしております。
基金利子を積み立てさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5 ページ、6 ページをご覧ください。サムネイルは59、60をご覧ください。

3 款・財産収入の1 項・財産運用収入、1 目・利子及び配当金、1 節・利子
及び配当金で8万6,000円の増額でございます。基金利子の額の確定によるも
のでございます。

5 款・繰越金の1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金で50万円の増額
でございます。前年度繰越金を計上させていただきました。

◎議案第13号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第13号、サムネイル57の説明を歳入
歳出全般並びに議案書の53ページ、第2表 繰越明許費、54ページ、サムネイ
ル58、第3表 地方債補正も併せてお願いします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） それでは、歳出からご説明をいたします。

公共下水道事業特別会計、7 ページ、8 ページ、サムネイルは71、72をご覧
ください。

1 款・事業費、1 項・公共下水道事業費、1 目・公共下水道総務費で349万
8,000円の減額をお願いしております。12節・委託費で下水道企業会計システ
ム導入委託料の349万8,000円の減額になります。入札差金による減額ござい
ます。

1 目・建設事業費では703万3,000円の減額をお願いしております。14節・工
事請負費で1,100万円の減、21節・補償・補填及び賠償金で500万円の減額を行

い、12節・委託料に組替え1,600万円を計上させていただいております。事業費確定に伴う組替えでございます。

次に、18節・負担金補助及び交付金で703万3,000円の減額をお願いしております。宮川流域下水道事業の事業実績に伴う建設負担金の減額でございます。

3節・維持管理費では67万7,000円の減額をお願いしております。10節・需用費、明和浄化センターの電気料32万5,000円の増額をお願いいたします。農業集落排水事業特別会計と同様に電気料金の値上げによる増額でございます。

18節・負担金補助及び交付金の宮川流域下水道負担金につきましては、100万2,000円の減額をお願いしております。流入量実績による減額でございます。

続きまして、歳入でございます。

公共下水道特別会計の5ページ、6ページ、サムネイルは59、60をご覧ください。

4款・繰入金の1項・繰入金、1目・一般会計繰入金、1節・一般会計繰入金は70万8,000円の減額でございます。歳入歳出の精算に伴う繰入金の減額でございます。

7款・町債、1項・町債、1目・公共下水道事業債の1節・公共下水道事業債は1,050万円の減額でございます。こちらは今年度の宮川流域下水道事業負担金の減額と、下水道企業会計システム導入委託料の入札差金による下水道債の減額補正になります。

続きまして、議案書の53ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。

1款・事業費、1項・公共下水道事業費、施設建設事業費の宮川流域関連公共下水道事業費につきまして、今年度の社会資本整備総合交付金を有効的に活用するため4,900万円の繰越明許をお願いいたします。工事請負費では1月に工事請負契約を締結しました開発工事に伴います宮川流域関連公共下水道事業管路施設工事34-1工区の3月末までの工期を5月末まで、また3月入札を予定しております明星地内のマンホールポンプ設備設置工事につきましては、8

月末まで工期延期をいたしたいと考えております。

また、委託料では、管路施設詳細設計業務及びマンホールトイレ詳細設計業務につきまして、予算の繰越しをお認めいただいた後、4月に委託業務の発注を予定しておりますので、予算の繰越しをお願いいたします。

続きまして、54ページ、第3表 地方債補正でございます。

起債の目的は、公共下水道事業、限度額、補正前が2億8,180万円、補正後が2億7,130万円でございます。

利率、償還方法につきましては、補正前、補正後とも記載のとおりで変更ございません。

以上でございます。

◎議案第14号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第14号の説明を歳入歳出全般でお願いいたします。

健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、歳出のほうからご説明させていただきます。

9ページ、10ページをお願いいたします。サムネイルは83、84でございます。

2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費、1目・居宅介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金で3,100万円を計上しております。こちらは居宅介護サービス給付費に係るもので、居宅療養管理指導や短期入居生活介護等のサービス料が伸びておりまして、その実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

3目・地域密着型介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金で

2,100万円を計上しております。こちらは地域密着型介護サービス給付費に係るもので、令和3年度における介護報酬改定があったことや、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等の利用が伸びたことにより、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

5目・施設介護サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金で4,000万円を計上しております。こちらは施設介護サービス給付費に係るもので、老人保険施設等の入所者の増により、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

9目・居宅介護サービス計画給付費、18節・負担金補助及び交付金で200万円を計上しております。こちらは令和3年度において介護報酬改定があったことにより、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

2項・介護予防サービス等諸費、1目・介護予防サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金で200万円を計上しております。こちらは介護予防サービス給付費に係るもので、給付件数が伸びていることにより、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

3目・地域密着型介護予防サービス給付費、18節・負担金補助及び交付金で20万円を計上しております。こちら地域密着型介護予防サービス給付費に係るもので、実績見込みに基づき追加補正をお願いするものです。

7目・介護予防サービス計画給付費、18節・負担金補助及び交付金で30万円を計上しております。こちら介護予防サービス計画給付費の件数が伸びておりますことから、実績見込みに基づき追加補正をお願いするものです。

4項・高額介護サービス等費、1目・高額介護サービス費、18節・負担金補助及び交付金で300万円を計上しております。こちらは高額介護サービス費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするものです。

6項・特定入所者介護サービス等費、3目・特定入所者介護予防サービス費、18節・負担金補助及び交付金で10万円を計上しております。こちら特定入所者介護サービス費に係るもので、実績見込額に基づき追加補正をお願いするも

のです。

続きまして、11ページ、12ページをご覧ください。

3款・地域支援事業費、3項・包括的支援事業・任意事業費、2目・権利擁護事業費で105万7,000円の減額をお願いしております。1節・報酬の88万1,000円の減額は会計年度任用職員が年度途中での採用となり、任用期間が短くなったことによる減額補正をお願いするものです。3節・職員手当等の17万6,000円につきましても、先ほど申し上げました会計年度任用職員に係る期末手当の分の減額をお願いするものです。

5款・諸支出金、3項・基金費、1目・介護保険介護給付費準備基金費、24節・積立金で9万4,000円を計上しております。こちらは介護保険介護給付費準備基金への積立金で、基金利息分を基金へ積み立てるものでございます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ目、6ページをお願いいたします。サムネイルは79、80になります。

1款・保険料、1項・介護保険料、1目・第1号被保険者保険料、1節・現年度分特別徴収保険料で57万2,000円の減額をお願いしております。こちらは現年度分特別徴収保険料に係る分で、調定見込額に基づき減額をするものでございます。2節・現年度分普通徴収保険料で223万5,000円の増額をお願いしております。こちらは現年度分普通徴収保険料に係る分で、実績見込額に基づき増額するものでございます。3節・過年度分第1号被保険者保険料で23万7,000円の減額をお願いしております。こちらは過年度分第1号被保険者保険料に係る分で、調定見込額に基づき減額するものでございます。

2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・介護給付費国庫負担金、1節・介護給付費国庫負担金で401万2,000円を計上しております。こちらは介護給付費国庫負担金に係る分で、交付決定額に基づき増額するものでございます。

2項・国庫補助金、1目・調整交付金、1節・現年度分調整交付金で1,977万9,000円を計上しております。こちらは現年度分調整交付金に係る分で、見込額に基づき増額するものでございます。

2目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）で40万6,000円の減額を計上しております。1節・現年度分につきましては、地域支援事業交付金の交付決定に基づき減額するものでございます。

3款・支払基金交付金、1項・支払基金交付金、1目・介護給付費交付金、1節・介護給付費交付金で407万1,000円を計上しております。こちらは社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費に対する交付金で、確定見込みに基づき計上するものでございます。

4款・県支出金、1項・県負担金、1目・介護給付費県負担金、1節・介護給付費県負担金で477万5,000円の減額を計上しております。こちらは介護給付費県負担金に係る分で、交付決定額に基づき減額するものでございます。

2項・県補助金、2目・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）で20万4,000円の減額を計上しております。1節・現年度分につきましては、地域支援事業交付金の交付決定額に基づき減額するものでございます。

続いて、7ページ、8ページをご覧ください。

5款・財産収入、1項・財産運用収入、1目・利子及び配当金、1節・利子及び配当金で9万3,000円を計上しております。こちらは基金の利子でございます。

6款・繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・介護給付費繰入金、1節・現年度分で1,245万円を計上しております。これは歳出にあります介護給付費の補正分に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目・地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、1節・現年分で20万4,000円の減額を計上しております。こちらは歳出にあります権利擁護事業費の補正分に係る分を減額するものでございます。

5目・低所得者保険料軽減繰入金、1節・現年度分で36万5,000円を計上しております。こちらは保険料減額分に係る分を一般会計から繰り入れるものでございます。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金で6,180万5,000円を計上しております。こちらは前年度繰越分でございます。

8 款・諸収入、1 項・延滞金加算金及び過料、1 目・第1号被保険者延滞金、1 節・第1号被保険者延滞金で3万2,000円を計上しております。こちらは第1号被保険者の延滞金を受けるものでございます。

3 目・雑入、1 節・雑入で19万3,000円を計上しております。こちらは令和2年度分の松阪市に委託している介護保険認定審査会の委託費返還金で、余剰金の返還を受けるものでございます。

以上です。

◎議案第15号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第15号の説明を歳入歳出全般でお願いいたします。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 後期高齢者医療特別会計の説明をさせていただきます。

7 ページ、8 ページ目をご覧ください。サムネイルは101からでございます。

2 款・後期高齢者医療広域連合納付金、1 項・後期高齢者医療広域連合納付金、1 目・後期高齢者医療広域連合納付金に726万1,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、18節・負担金補助及び交付金で726万1,000円を計上しております。こちらは後期高齢者医療広域連合に納付する各負担金の確定に伴うもので、共通経費負担金としまして21万1,000円の減、一般管理事務費負担金として85万7,000円の減、健康診査事業費負担金として32万7,000円の減、健康診査事業事務費負担金として27万4,000円の減額、保険料負担金

として9,000万円の増額を計上しております。

4款・諸支出金、2項・繰出金、1目・繰出金に1,619万7,000円の追加補正をお願いしております。内訳としましては、27節・繰出金で1,619万7,000円を計上しております。こちらは令和2年度の療養給付費負担金の精算に伴う返還金と、令和2年度の事務費繰入金の精算に伴う不用額を一般会計に戻すものでございます。

次に、歳入のほうに移らせていただきます。

5ページ、6ページ目をお願いします。サムネイルは99からでございます。

3款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金に173万9,000円の減額を計上しております。こちらは一般会計から繰り入れる後期高齢者医療広域連合納付金に係るもので、歳出のところで説明いたしました後期高齢者医療広域連合への負担金の増減に伴い、減額するものでございます。

4款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金に905万6,000円を計上しております。こちらは歳出の補正額に見合うものを繰越金で充当するものでございます。

5款・諸収入、3項・雑入、1目・雑入、1節・雑入に1,614万1,000円を計上しております。こちらは先ほど歳出4款・諸支出金のところで説明申し上げました令和2年度療養給付費負担金の精算による返還金でございます。

以上です。

◎議案第16号の詳細説明

○議長（伊豆 千夜子） 続きまして、議案第16号の説明を収入支出全般でお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 水道事業会計補正予算についてご説明をいたします。

収益的支出からご説明をいたします。

水道事業会計の企－1 ページ、企－2 ページ、サムネイルは105、106をご覧ください。

1 款・水道事業費用、1 項・営業費用、1 目・配水及び給水費で230万円の減額をお願いいたします。その内訳といたしまして、19節・修繕料は配水管の修繕料の実績に伴い200万円の減額、そして23節・材料費におきましても、維持管理用材料の使用実績に伴いまして、30万円の減額をお願いしております。

続きまして、資本的支出でございます。

企－5 ページ、6 ページをご覧ください。サムネイルは109、110でございます。

1 款・資本的支出、1 項・建設改良費、1 目・建設改良費で792万2,000円の減額をお願いしております。その内訳といたしまして、16節・委託料で722万6,000円の減額、20節・工事請負費では69万6,000円の減額をお願いいたします。水道施設の整備に係る委託料及び工事請負費の実績に伴う減額補正でございます。

続きまして、資本的収入です。

予算書の企－3、企－4をご覧ください。サムネイルは107、108でございます。

1 款・資本的収入、4 項・工事負担金、1 目・工事負担金、1 節・工事負担金で626万円の減額をお願いしております。こちらは建設改良費の減額に伴います工事負担金の減額補正でございます。

議案書63ページの棚卸資産の購入限度額につきましては、1 款・水道事業費用、1 項・営業費用、1 目・配水及び給水費、23節・材料費について30万円の減額に伴い、限度額も30万円の減額となるものでございます。

次に、企－7 ページ、キャッシュフロー計算書でございます。こちらにつき

ましては省略をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊豆 千夜子） 以上で一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は、説明までですので、質疑、討論、採決は、3月4日に行うことにします。

◎散会の宣告

○議長（伊豆 千夜子） これをもちまして、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 0時 30分）
